

遺伝子組換え農作物に係る混入基準の適用国の検討

1. 検討の経緯

(1) 飼料用GM農作物の輸入に当たっては、飼料安全法に基づく農林水産大臣による確認が必要であるが、輸出国における生産から輸入の過程で未承認GM農作物の意図せざる微量混入が発生するケースがあった。

そのため、告示^(注1)において、我が国で未承認のGM飼料であっても、我が国と同等以上の水準の審査制度を有する外国政府（現在は米国のみ）により審査済みの飼料については、1%までの混入^(注2)を容認。

(注1)「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシただし書の規定に基づき、組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に定める件」（平成23年9月1日農林水産省告示第1674号）

(注2)「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成15年4月1日付け14生畜第8598号）に基づき、飼料毎に定める検査法によって確認。

(2) なお、GM飼料毎の基準適用の可否については、局長通知に基づいて、外国政府が作成した評価書等を確認し、農業資材審議会・遺伝子組換え飼料部会（以下、GM部会）で検討した上で判断。

(3) 近年、GM農作物の開発・生産国及び生産量は世界的に増加しており、米国以外の国から輸入される飼料中に未承認GM農作物が微量混入する可能性もあることから、昨年度、我が国に飼料原料を輸出し、かつ、GM農作物を栽培している国を対象に、審査制度の我が国との同等性について調査。

(4) その結果、審査基準の内容が我が国と同等であること、さらに個々のGM農作物が当該基準に基づき審査されていることが確認されたことから、オーストラリア、カナダ、ブラジル及びEUを我が国と同等の審査制度を有する国として確認。今後も我が国に輸入されるGM農作物に関する情報収集を進め、必要に応じ、輸出国における審査制度の同等性を確認。

2. 今後の対応方向（案）

本日の報告について、御了承が得られれば、これらの国を適用国として決定の上、関係通知を改正するとともに関係者に周知。

輸入飼料への未承認遺伝子組換え農作物の微量混入に関する1%ルール適用

1. 我が国と同等以上の審査制度を有する国の指定

＜農業資材審議会・GM部会＞

調査委託事業の調査結果をGM部会に報告し、各国の審査制度が我が国と同等以上であるかについて意見を聴いた上で適用しうる国を選定



＜農業資材審議会・飼料分科会＞

GM部会の検討結果を飼料分科会に報告し、適用国を決定



通知を改訂し、適用国を指定

2. 個々のGM飼料に対する1%ルールの適用

輸入飼料に未承認GM飼料が混入した場合



＜農業資材審議会・GM部会＞

当該飼料について、外国政府（適用国）が作成した評価書等の情報を確認し、1%ルールの適用の可否を判断



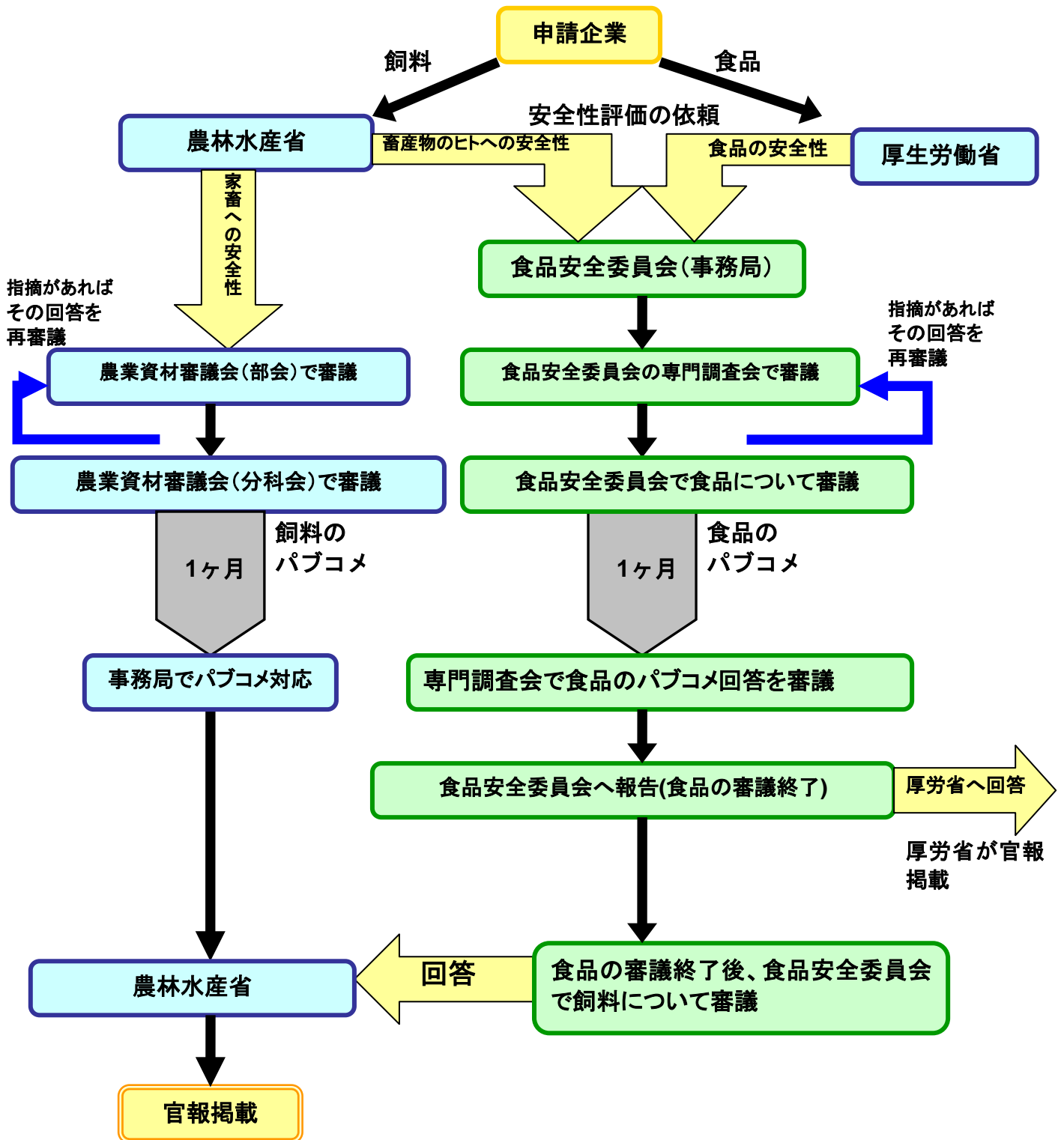
＜農業資材審議会・飼料分科会＞

GM部会の検討結果を飼料分科会に報告し、1%ルールの適用を決定



当該飼料を通知で指定し、1%ルールを適用

組換え体飼料の安全性確認手続



組換えDNA技術によって得られた種子植物を飼料として用いる場合の我が国の安全性審査基準の主な内容

1 非組換え作物との同等性に関する事項

既存の非組換え作物の安全な飼養経験、構成成分、組換え作物の作製に用いた遺伝的素材等の確認

2 組換え作物の利用目的及び利用方法に関する事項

組換え作物の利用目的及び利用方法の確認

3 宿主（遺伝子が挿入される作物）に関する事項

宿主の遺伝的先祖、有害生理活性物質の産生、飼料として利用された歴史、飼料の安全な利用等の確認

4 ベクターに関する事項

組換え作物の作製に用いたベクターの由来、性質、伝達性、宿主依存性、作製方法等の確認

5 挿入遺伝子及びその遺伝子産物（たん白質）に関する事項

挿入遺伝子の宿主への挿入方法、構造、性質、安定性、コピー数等の確認

6 組換え体に関する事項

組換え操作により新たに獲得した性質、遺伝子産物の代謝経路への影響、宿主との構成成分の差異等の確認

7 毒性試験に関する事項

2から6までにより安全性に関する知見が得られていない場合には、適切な試験に基づき飼料としての安全性を確認